

普通
小學作法書

飯田正宣校閱
增山守正編輯

卷之三

大日本教育會書籍館		
二	二	六
函	架	號
○		
六		
册		

K

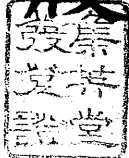
飯田正宣校閱
増山守正編輯

卷之三

普通小學作法書

版權所有

集英堂藏版



明治十九年三月二十三日内務省贈付

普通小學作法書卷之三

飯田正宣校閱
増山守正編輯

第一

○人に對しては。自慢を言ふべからず。
又人のほちとなることを。言ふべからず。

○我に暇ありとて。忙しき人のもとよ

至りて無用の長話を述べからば。

○も一人の吾がもと小來る事あらむ。

我は忙しき事有りとも程よくもてか

して悪しき様を見ま可らむ。

○人と語るよ己の父母兄弟親戚の自

慢をまべのらば。

○兄弟姉妹をあえれみてかりよも

之を困むる等のことをすべのらず。

○弟妹の兄弟の言は従ひ決して之は

さからふべからず。

○兄弟姉妹其外一家内は在るものよ

は出づるよも歸るよもつけ知らまる

をよいとす。

○父母召さば速に返事をし業をとり

居るとも直に之を止めて早くゆくべ

し返す成して直に行かざるは甚くろ

第二

○教場より於て書籍器械等を出し納れ
 たるものは荒くしからざる様注意を
 せよ。
 ○教授を受くる時ハ。雑談わき見等を
 せよからず。
 ○字を寫し算術を學ぶとき。體を屈む

るハ宜しからず。
 ○教場より出入するハ。高聲を放ち荒々
 しく歩む等のことをせよからず。
 ○尊長の人より伴るハ。時ハ。其後より附き
 て行くべし。
 ○途中より尊長の人より逢はば。立止り
 て敬禮をせよ。
 ○貴人の馬車人力車等より逢ひたると

きい。其右へ避けて通行すべし。
○尊長の人もし我が家を訪ふことあらば。自出迎へて之を請し。己は其後より従ふべし。

第三

○己年まさりたりとて。釋きものを輕んぶべし。
○狂人愚人。又ハ不具のもの。雖も侮

るべし。

○尊長ある人の外より出づるを見。履きものを直し。坐するを見。敷物を進むべし。

○父母の身に痛み所等あらば。よくく撫でさまりて。看病すべし。

○兄弟又ハ僕婢等の過を。そしそがましく。父母より告ぐるを。こころし。

○朋友に交るよ。睦しくして。無禮を
し。或はやめるおどのこと。阿るべから
じ。

○朋友よ。惡しき事柄ありとも。妄よ之
を。他人よ。語るべからじ。

○鎖細の事よ。怒るべからじ。怒は見苦
しくして。人よ。嫌はるゝものなり。

第四

○父母長上の指圖ハ。謹みてよく聽く
べし。

○人より喧嘩を仕掛らるとも。決して
之と争ふべからじ。教師又は尊長よ。告
げて。指圖を受くべし。

○人と門戸を出入するよ。人を先よ
して己を後よ。せしべし。

○凡飲食をるときハ。行儀をたゞしく

をべし。

○己美きものを食むとて。誇るべからず。人あしきものを食すとも。誇るべからず。

○人と湯茶を争ひ。又食物をこぼし。衣服おどを汚すべからず。

○菓物菓子等を食ふよ。あちこちと食ひちらをべからず。

○菓物の熟せざるを。食むるときは。病を起す。決して食すべからず。

第五

○塀壁本机。其他の物は落書きし。又ひきづ付くる等の事を。をべからず。

○家よりありても赤裸より。又袒くこと。おのれ。

○人と語る時は。人の氣よさからふこ

とを話をべからず。

○我が所有のものありとて。妄人
の物と取りかへんとするは。宜しからず。
○我が所有の物よても。父母は告げず
して。妄人よ與ふべからず。

○長者問ふことあらむ。誠實は答へ。決
して詐り飾るべからず。

○物を拾ひて。直は父母或は警察官に

差出さべし。

○便所より出でしは。必手を洗ふべし。

第六

○天皇は。國家第一の至尊おれを。最尊
敬を盡すべし。

○皇后皇太后。又皇子皇女及皇族も。
同しく尊敬を盡さべし。

○貴官高位の人々も。また敬禮をべ

○まをべて行列をかして。通行する者ハ。其間を横切りて。通るべからず。

○尊長者の人と。談話する事あらむ。漫に其邊よ近づくべからず。

○尊長者よ對して。物を授受する時ハ。其身を少しく屈め。手を捧げて。其品を戴く様よまをべし。

○凡人の作法ハ。頌良よして。傲慢からざるを第一とす。

○まをべて人の作法は。其心よ恭敬阿る哉第一と云。

普通小學作法書卷之三終

~~1120~~

明治十九年二月廿五日版權免許

同 年三月 出版

定價金五錢

編輯人

京都府士族

增山守正

神田區駿河臺鈴木町拾六番地

出版人

東京府平民

小林八郎

日本橋區通旅籠町拾壹番地



東京日本橋區通旅籠町拾壹番地

發兌

栃木縣下宇都宮太町四拾壹番地

嶋根縣下松江白瀧本町四拾五番地

集英堂本店

全第一支店

全第二支店